

(2) 継続中の作業現場でリスクに変化が生じるとき

作業現場でリスクに変化が生じるとき、その作業手順書等をもとに危険性又は有害性を特定します。この際、作業標準、作業手順書などが無い場合は、作業の手順を書き出した上で、それぞれのステップごとに危険性又は有害性を特定することが必要です。

(3) 危険性又は有害性の表現

危険性又は有害性を特定するに当たっては、「**ステップ5** リスクの見積り」におけるバラツキや誤差を小さくするために、第1章の3で説明した労働災害に至るプロセスを想定しながら図2-3の作業から次のように具体的な表現をします。



図2-3 危険性又は有害性と発生のおそれのある災害の例

- ① 「～に、～と」 (危険性又は有害性)
- ② 「～が」 (人)
- ③ 「～するとき、～するため」 (危険性又は有害性と人が接触する状態)
- ④ 「～なので、～がないので」 (安全衛生対策の不備)
- ⑤ 「(事故の型) + (体の部位) を～になる、～する」 (負傷又は疾病の状況)

例) 作業者が、階段を清掃するとき、同じ階段上に両足を揃えていたので、足を踏みはずして転落し、足を骨折する。